

令和2年3月17日 大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会

日時 令和2年3月17日(火) 午後6時～午後7時30分

場所 大阪市役所地下1階 第10 共通会議室

出席者 委員 : 別紙のとおり

事務局 : こども青少年局子育て支援部 高井子育て支援部長、
こども家庭課(瑞慶覧こども家庭課長、柏木こども家庭課長代理、
中井こども家庭課長代理、小池こども家庭課担当係長、井倉こども
家庭課係員)

市側出席者 田宮運営担当課長、尾瀬相談支援担当課長、音田南部
こども相談センター所長

傍聴者 0名

18:00

○司会(小池)

ただいまから、大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、ご出席いただきまことにありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、大阪市こども家庭課の小池でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは、まずはじめに、お集まりいただいております委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。お手元の資料でございます「資料1 社会的養育専門部会委員名簿」をご参照ください。

まず、関西(かんせい)学院大学 人間福祉学部 人間福祉研究科 教授 前橋 信和(まえはし のぶかず) 委員でございます。

続きまして、大阪府立大学 地域保健学域 教育福祉学類 教授 伊藤 嘉余子(いとう かよこ) 委員でございます。

続きまして、関西大学 人間健康学部 人間健康学科 准教授 福田 公教(ふくだ きみのり) 委員につきましては、ご欠席と確認しております。

続きまして、大阪弁護士会 子どもの権利委員会 弁護士 西村 英一郎(にしむら えい いちろう) 委員でございます。

続きまして、社会福祉法人 四恩学園 理事長 中西 裕(なかにし ゆたか) 委員でございます。

続きまして、母子生活支援施設 リアン東さくら 施設長 廣瀬 みどり(ひろせ みどり) 委員でございます。

続きまして、大阪市里親会 会長 梅原 啓次(うめはら けいじ) 委員でございます。

先ほどもお伝えしたとおり、本日、福田 公教（ふくだ きみのり）委員につきましては、ご欠席となっておりますが、過半数の委員のご出席をいただいておりますので、本部会が成立すること及び決定した議事につきましても有効であることをご報告申しあげます。

続きまして、市側出席者を紹介させていただきます。

【市側出席者紹介（高井子育て支援部長、瑞慶覧こども家庭課長、中井こども家庭課長代理、柏木こども家庭課長代理、井倉こども家庭課係員）、
（田宮運営担当課長、尾瀬相談支援担当課長、音田南部こども相談センター所長）紹介】

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

次第

【議事】

- 1 大阪市社会的養育推進計画（案）にかかるパブリックコメントの実施結果について
- 2 大阪市社会的養育推進計画 最終案について
- 3 その他

資料1 大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会運営規程

資料2 社会的養育専門部会委員名簿

資料3 大阪市社会的養育推進計画（案）にかかるパブリックコメントの実施結果について

資料4 大阪市社会的養育推進計画 最終案

資料5 大阪市社会的養育推進計画（概要）最終案

資料6 計画（案）から最終案への変更点

資料7 今後のスケジュール

抜けている資料はございませんでしょうか。

それでは、当部会の公開についてご説明します。

本部会は運営規程5. 会議の公開に基づき、公開といたします。

また、審議会等の設置及び運営に関する指針（平成13年3月市長決裁）におきまして、「会議の公開の決定をした審議会等は、個々の発言内容の要旨、発言者氏名まで記載された会議録及び答申、報告その他の審議等の結果を記載した書面を速やかに所定の場所において市民等の閲覧に供するものとする。」とされておりますので、「会議録」として委員各位からの発言内容等につきましても、ホームページ上に掲載させていただきたいと考えております。

委員の皆様方にはご理解をたまわりますよう、よろしく申し上げます。

傍聴者につきまして、本日は傍聴者はありません。

18：10

○司会（小池）

次に、本日の流れを簡単にご説明いたします。

新型コロナウイルスに対する感染予防の観点から、終了時間はご案内していた20：00よりも早く、19：30を予定しております。よろしく申し上げます。

それでは、前橋部会長からご挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【前橋部会長よりあいさつ】

皆さん、本当にお忙しい中ご苦勞様です。いよいよ、この審議会も最終回ということで、「最終案」が用意されています。これに基づいて、最終になります。忌憚のないご意見をいただき、よりよいものに仕上げたいと。え、児童福祉審議会が来週ございますが、そちらの方での最終的なご意見を頂戴したいと。え、市長に提出するというかたちになっておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

18：15

○部会長（前橋委員）

それでは、議事に移りたいと思っております。

議題1 大阪市社会的養育推進計画（案）にかかるパブリックコメントの実施結果について

この議題について、事務局から説明をお願いします。

～資料に沿って説明～

議題1について

18：20

○部会長（前橋委員）

ありがとうございました。パブリックコメントが「0」というのは時々あるのですか。

○事務局（小池）

計画によります。専門的なパブリックコメントが「0」件のことはありました。今回「0」件というのはこちらにも想像はしていませんでしたが、結果としてはなかったということになります。

○西村委員

パブリックコメントには「案」、「サマリー」の、簡単にポイントが分かるものもつけて出ているか。

○事務局（小池）

今回、計画本体と、計画の概要というA3の1枚がセットになって配架しています。

○瑞慶覧課長

今日の資料で言うと、資料4と資料5ですね。

○伊藤委員

なぜ、「0」だったのでしょうか。

私は社会的養育推進計画で、ここを入れて4か所の自治体と関わっていますが「0」件は大阪市だけです。

○瑞慶覧課長

他は複数ありますか。二桁はありますか。

○伊藤委員

二桁のところもあります。人数は2人だけれど、寄せられた意見は11件とか。後は複数。ひとりということはありません、3か所とも複数あります。

大阪市でもそれに対して回答案みたいなものをここで検討して、みたいなことを想像して来ましたが、「0」件ということで驚いています。

○事務局（小池）

事務局としましても、今日はそれでお時間を、と考えておりましたので、それができないというのは予想外だったのですが。配架もさせていただき、市会の方にもパブリックコメントの案をお配りしましたし、児童福祉審議会も含めて、先生方にお送りしていることもある中で「0」件というのは原因を掴みかねています。

○高井部長

件数があつた自治体に、パブリックコメントの仕方を確認してみてもどうか。

○伊藤委員

ほとんど変わらないですよ。配架場所や本体と概要版。概要版はもう少しページはありまし

たが。

○高井部長

ちょうど同じ時期に、別の計画でもパブリックコメントしているのですが、そちらは少数ながら意見はあったので、たしかに「0」となると、分析があるのかなという気がしないでもない。

○伊藤委員

パブリックコメントがあったところと何が違うのか。期間もしっかり1か月とっているにも関わらず。

○事務局（小池）

個人的な憶測になるかもしれませんが、私どもで1か月早い段階、1月初めから1月末までパブリックコメントをさせていただいた方は二桁くらいの意見をいただいているところもありました。その時と全く同じ配架場所ですし、区の広報誌含めて全く同じことをしているのですが、2月という期間が、コロナの影響もあったのではないかというようには思います。バタバタしていたというのは確かにあったので、それが全てとも思いにくいので、これが原因、というのはつかみかねています。

○伊藤委員

関係者や施設職員、里親さんやファミリーホームなど当事者の人が見て意見しそうなものですが、「こんな目標でよいのか」など。

○西村委員

以前は関係団体等には事前に照会がかかっていた、それで意見書を書いたりしていましたが、パブリックコメントができてからはそういうことがなく、「パブリックコメントをやってください」という流れになり、行政もこれを使おうという流れになって、パブリックコメントを積極的に出して、あがった情報で微調整して法案を出すという形が広まったわけで。

さすがに意見が「0」となるとは、という話だと思うので、全体数値ももちろんなのですが、関係のところにもお声がけをして「意見をだしてください」というくらいの周知をしてもよいのではないかと思いますね。

○事務局（小池）

見込みが変わってしまったのは、他の計画で終了間際に数百件来たという経過があって、終了間際にくるのかと思い、お願いをしていませんでした。今となつては反省材料かもしれませんが、お声がけをしなかったわけではないですが、終わり間際にもう一度してもよかったのかもしれません。

○西村委員

もう1件なのですが、政策を決める時、こどもの意見を参加的にどう聞く機会を持つのかという話に事態は流れて行っていると思いますが、それは制度的に何かやっているのでしょうか。

○事務局（小池）

前にご案内した通り、実際に入所している児童や、退所された方にアンケートを実施して、計画としては資料編としてインタビューを添付するというかたちで。今日の部会の資料としてはないのですが、それは添付する予定です。それが仕組みかと言えば、この中では国の出すガイドラインを含めて権利擁護というところで仕組みを構築していくという書き方にとどまっているということになります。

○西村委員

大阪市として、制度として位置付けてやってほしいなと思います。

○事務局（小池）

目標のところですね。こどもの権利擁護のところでは書かせていただいている目標のところは、実際にしくみとして運用していくようにということ。(2) こどもの権利擁護の取組みの目標のところには、第3者機関における要体協関係機関の申し立て、体罰禁止の周知というところもありますので、そういった中での仕組みということでアドボカシーというところがどう組み込めるのかという事だと思えます。

○西村委員

これはでも、不服申し立てみたいなものでしょう。

○事務局（小池）

こどもの代弁ということで触れられているところなので。

○西村委員

政策決定のところに、こどもがちゃんと関与して意見が言えるようなしくみがいると思う。

○瑞慶覧課長

それがこの目標の上にある、社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者のこどもの複数の参画を求めるといふ、ここの考え方は大阪市も一緒、準じた考えということ。これはビジョンにも書かれているので、大阪市としてもそのしくみについてはまだ具体策としてはないですが考え方は準じています。

○西村委員

それは本文にも入っているのか。

○事務局（小池）

本文にも入っています。

○瑞慶覧課長

聞き取った内容は今後の施策の推進に反映させていくということで活用させていただきたいと入れさせていただきたいと思っています。

○部会長（前橋委員）

パブリックコメントについては、なかったということで。本当になぜなのか。

○伊藤委員

ほかの自治体では一般市民の方からもあり、直接こられたり、手書きで持ってきたり、配架場所でご覧になったりする。また里親をしているわけではないけれど、という方がいらっしゃり、意見が出る。こういうところに配架すると、いろいろな人の目に触れるので、虐待や色々な事件があり皆さん興味を持たれたのではないかと思うのですが。

○音田所長

すみません、これはこども相談センターには配架しなかったのですか。

○事務局（小池）

配架はしていません。

○音田所長

すみません、私が言いたさないといけなかったのかもしれませんが。

○事務局（小池）

パブリックコメントということで、常日頃、市民の方が来られるところというイメージで、他の計画に合わせたところなんです。確かに計画の内容からすると、こども家庭課には当然おいているのですが、こども相談センターにも置いていけば違ったかもしれませんね。

○音田所長

ある意味、利害関係者などの来所があったかもしれない。

○西村委員

完璧な意見があがったかもしれませんね。

○中西委員

本庁と各施設がそれぞれやりとりしているので、特に地域小規模、小規模地域分散化というところで児童福祉施設がどうなっていくのだろうということが、今回各施設にとっては中心となっている。その辺はそれぞれやりとりしていただいたので、その中できっと色々出てきてい

るのだらうと思いますが。ただ一時保護改革とか児童相談所というのは、なかなか各施設でそこまで考えられなかったところがあるのではないかと思います。

○部会長（前橋委員）

今回は、各施設関係者などからもなかったということですね。

～資料に沿って説明～
議題2について

18:45

○部会長（前橋委員）

ありがとうございます。説明としては変更点ということでしたが、変更点及び全体を通してのご意見、それからまた用語集を添付するということですので、用語の使い方等含めて、全体を通してのご意見でよいのではと思います。各委員の先生方、いかがでしょうか。

○伊藤委員

P9 ページから、参考ということで社会的養育経験者のインタビューをこれだけしました、ということが載っているのですが、その結果は載せないのですか。

○事務局（小池）

載せます。変更点ではなく元々載せるということで。前回の部会の時は、意見が全て揃っていなかったのですが、こういったかたちでということをご覧いただいたかと思いますが、インタビュー結果は全部載せるということは初めから決まっておりました。

○伊藤委員

その聴取した意見はそのまま巻末資料には載るのですが、この意見が計画ここに反映されていると紐づけられるような仕掛けはあるのですか。

○事務局（小池）

そういったご意見を前回先生からいただいておりましたが、計画の聴取時点が、策定の終盤になってしまったということがあって、具体的な文言としてそこを盛り込めたかということはなかなか難しいのですが、ただ色々な意見があるという中でとってきたのは、例えば里親委託率の大阪市の考え方、国の言っていることだけではなくてインタビュー結果からいただいたということで、記載はしていないものの反映はしているということです。あまりその部分を反映したかのように入れると後付け感もあるのかなということで、その辺は明確にわかるような紐づけはできておりません。

○伊藤委員

では何のために質問したのかということになりますよね。後付け感は出てしまうけど、そう

じゃなかったら形だけとりました、みたいなことになってしまう。

○瑞慶覧課長

9ページにも書いているように、今後策定した計画を見直す際にとか、今後に生かすということを書かせていただく。本当はもらったインタビューを聞きますと、「こういうことが書いてあってこの文言に活かします」ということができたらいいなと思ったのですが、実際にスケジュールを書くと、期間が11月以降の聞き取りになっていて、実態の計画策定の経過の資料を見てみると、策定部会でこの文言も言っているということになるので、そこは断念しました。

○部会長（前橋委員）

紐づけは難しいが、ごく簡単な要点や、特徴のあるところを2、3行でも入れるということはある可能性ですか。

○西村委員

参考のところ、意見聴取自体の、大阪市としての評価をまとめて書いたら良いのでは。そして、この辺のことは大阪市としてはこの部分に反映できているということや、この意見のところは、もう少し次に力をいれてやるべきこと、など次に活かそうという意味でリンクさせる、評価部分を入れて、可能であればインタビューをせっかくしたのだから、「こういうかたちで反映するよう努力しますね」という子どもたちまでにフィードバックまでできるのが本当はよい。できるのであれば、これを子どもたちに返しましたというのがあれば意味付けは出ると思います。

○事務局（小池）

インタビュー時にインタビューをする目的とこの結果については3月から4月になると思うけれど、計画策定の結果がHPにもアップされますということはお伝えしているので、それはもちろんさせていただくのですが、インタビューの方に先ほどの評価というかコメント的なものについては盛り込もうとは思っています。

○部会長（前橋委員）

資料の方にコメントをつけるか。せっかくなら本文になにかあった方がよいと思う。インタビューをやりましたというだけになってしまうので。

○西村委員

それはどれくらいのボリュームのコメントを考えているのですか。

○事務局（小池）

目次のところにはページ数も含めて入っているのですが、資料4の最初の裏が目次になっています。資料編というのが一番下にあり、この計画本体が58ページで終わっているのですが、59から87ページまでがインタビュー概要です。88から105ページまでが生活アンケート結

果。用語集が 106 ページから、ということで。用語集はおそらく 3～4 ページくらいだと思います。

○伊藤委員

こちらの方にコメントも載せるということですか。

○事務局（小池）

そうです。

○西村委員

そのコメントの評価がどれくらいのページ数のボリュームなのか。

なぜこれを聞くかと言うと、それほどのボリュームでないのであれば、そのまま切って囲みとかで参考の下に入れ込んだらよいのではないかと思う。

インタビュー時に「返すよ」と言っているのでHPにはそういうまとめも含めて載ります、というのは形式的には返したことになっているけれども、この「返す」と言う事。こどもが意見を言ったらそれは大切に扱われているのだなとこどもが思う事で、こどもたちがまた発言するという循環を作ると言う意図があるから、できたら「生」にこどもに返してあげてほしいなと思う。

○事務局（小池）

子どものインタビューをお願いしたところとも相談しながら考えていきたいと思います。

○伊藤委員

コメントは本文に入れた方がいいと思います。このままだとやりっぱなし感がすごいと思うので。

○部会長（前橋委員）

他にありませんでしょうか。

私の方からですが、P28 の図について、この図の順番を入れ替えると同時に、矢印のところにわかりやすく「分散化」などを入れたということで、これで計画全体の動きが非常によくわかる図になっていると思うのですが、少し小さいのでは？前回は A4 一枚分くらいのものであったと思うのですが。もう少し場所や大きさを確保してもらえればわかりやすくなるのではないかと思います。それがひとつ。

あとは用語のところ 33 ページ。特別養子ところ。基本的な考え方の最後のところに、出自を知る権利というのが文言としてあるのですが、よくわからないのですが、この間の一連の法改正のなかで触れられているのですか。新しい社会的養育計画のなかに触れられているのか。

○事務局（小池）

新しい社会的養育ビジョンです。そのなかの特別養子縁組の文脈のなか、真実告知、出自の

ところで触れられています。

○部会長（前橋委員）

前回は真実告知のところでは話題があがっていたと思うのですが、出自を知る権利というのはWEB検索をすると、生殖補助医療がズラリと出てくる。だから「出自を知る権利」となるとそちらの方との誤解が生じないかと思ったのですが。我々であればわかるのですが、一般の人、それほどこの問題をよくわかってない人にとっては、生殖補助医療で使われる「出自を知る権利」ととらないかと思ったので

「真実告知」あるいはそれ以外の用語も含めてどうか、と思いました。

それから54ページの中央の位置づけのところ。こども相談センターの役割について、中央児童相談所にあたるこども相談センター（森之宮）の職員の専門性が「低下しないように」とあります。確かにいくつか児童相談所ができると判断のばらつきが生じ、職員が増える中で、個々の専門性が「低下しないように」というのは非常によくわかりますが、「低下しないように」という表現よりは、「専門性の向上を図るため」のような、否定的にならないようなものにしてはどうでしょうか。

○西村委員

中央こども相談センターに関連して、具体的には結局研修という話ですよ。児相全体が研修をして向上させる、それは中央こども相談センターの機能か。

○部会長（前橋委員）

中央こども相談センターが企画するのではないか。企画調整の機能を担うという。

○西村委員

それなら中央こども相談センターの役割として書いた方がよいのではないか。そうすると所長が企画するのか。

○部会長（前橋委員）

それは組織がどうするかと言う事ですね。そこまでいうのではなく、全体の流れで、複数設置した場合、先ほど言ったようにばらつきが生じたりすることもあるので、中央がちゃんと機能して果たしていくという、積極的な意味合いですね。他のところはあまりこういうネガティブな表現はなかったの。

○伊藤委員

出自を知る権利という表現は、元々生殖医療で使われていましたが、ライフストーリーワークとか真実告知の文脈で使われることもあり、少し解釈も広がっているため、大きな問題はないと個人的には思います。

○西村委員

全く関わっていない人は「真実告知」より「出自を知る権利」の方が分かりやすいのではないかと。私は「真実告知」という言葉を初めて聞いた時の方が衝撃的でしたから。

○廣瀬委員

意見ではなく評価なのですが、P11「こども家庭支援体制の構築等に向けた取組」のところ、妊産婦の支援という事を明確にされたのはとても大きなことだと思います。12 ページでも「地域社会における家庭の機能を補いながらこどもの養育を支える社会的養育体制や支援メニューの充実に努めていく」と入れられたことは、とても大事なことを入れられたと思います。市町村の要体協の取組みは非常に大事な部分なので、留意事項で具体的に進捗状況を審議会で報告する、ということはずいぶん進めて努めていきたいと思っています。

○部会長（前橋委員）

ここは積極的に評価できるということですね。またこれが子育て支援の計画論の整合性のところが重要になってきますね。

○中西委員

児童相談所の強化に向けた取組のところ。一時保護の場合、警察の方が来られることがあって、このあいだうちにも婦人警官が来られましたが、児童のことをすごく勉強されていると感じることがあった。そのあたり、児相と警察の関係は今後どうなるのか。いろんな議論があるとは思いますが、この計画には書かれていませんが。

○音田所長

共通理解していけるように、合同研修の実施、もちろん日常的なやりとりの中での相互理解を深めていくこととか、そういうつながりのなかで、中にはケースワーク出来そうな方もいらっしゃると思いますね。

○西村委員

それは一時保護の場面ですか。

○中西委員

そうです。一時保護で、直接婦警さんが赤ちゃんを抱いてこられるケースが結構あります。

○音田所長

こどもを安全に保護するために、警察に援助要請をかけさせていただいて、こどもが危険な状態にならないようにサポートしていただく。

○西村委員

私が立ち会っている時は警察の方は後ろにいてだけで、基本的な対応はこちらがしていると思う。

○音田所長

直接的な、一緒に関わるということではなく、あくまで後方支援ということで、危険な状態になった時に手を貸していただく。通常保護の場面の入り口のところでは、後ろに控えていただくということが多いですね。結果的に穏便に済ませて、何事もなく帰って行かれる。

○西村委員

今の話だと、横のところで警察の方がケースワークまでやってくれると言っておられたので。

○尾瀬課長

基本的には西村先生が言われるように後ろに待機ですね。児童相談所職員が保護をして、そこで親が暴れたり、危なくなったりしたら警察がそこで対応するということです。全面的に警察が出てこどもを連れ出すというのはいないです。

○部会長（前橋委員）

各府、県警本部と、それぞれのところが児童相談所と協定などを締結しているのか。

○音田所長

保護の際の援助は、特に協定に基づいているものではなく、個々の事例の際に必要なであれば直接所轄の警察とやりとりをして要請をかけます。

○中西委員

推進計画の基礎となるのがフォスタリング機関だと思うのですが、フォスタリング機関について、イメージしてもはっきりわからない。本当に増えるのだろうか。これからだと思いますが令和3年にはやっていくという話もありますし、これができなかつたらこの推進計画も全く出来ないわけですから、その基礎となるところが、なかなかこれだけでは理解しにくいと思うのですが。

○尾瀬課長

「令和3年から3か所体制」に基づいてフォスタリングも児童相談所ごと、ということ、令和2年度から速やかに動いていきながら、3年度スタートというかたちになりますので、そこは着実に取組を進めていきます。

○事務局（小池）

計画の実施の段階のところでは、以前にお示ししましたように、マッチング、研修、リクルートなど段階ごとに、どういった業務を順次委託をしていくということを進めていくことになると思います。ただ、実施の内容なので計画本体の方にはなかなかそういうかたちでは盛り込めたいはないのですが。

○部会長（前橋委員）

実施の内容は載せないのですか。業務内容があって、広報啓発については出来るだけ早く。研修はその次という、比較的わかりやすかったのですが。

○西村委員

31 ページ、今後の取組の2の二つ目の「ノウハウを丁寧に引き継いでいく」となっていて、その前提となるノウハウの話を引き継ぎやすいかたちで作って、それを「見てもらったらくまいく」と渡すと引継ぎがやりやすいと思うのですが。その「前提となるノウハウを作る」予算をつけて整備をするような流れには出来ないですか。「ノウハウを丁寧に引き継ぐ」というのは「ノウハウ」が既存のものがあって渡すという前提のところの話が、本当にできているのかという疑問があって。そこを整備するには人も予算もいると思います。力を入れてカチッと作ってしまわなかったら。そういう意味ではここの「前提」のところの話をしてほしいというのがあります。そこが見えないから現場の人も大丈夫か、と不安を持ったままになっているのではないのかな。

○梅原委員

民間委託は、我々のほうでは考えにくいというのが本当のところ。どういうふうに委託していくのかというのがあると思うが、例えばリクルートのところではなんとかいけるとは思いますが、要支援とか人を向上していくところなどは難しいのではないかな。

○伊藤委員

新しい社会的養育ビジョンではフォスタリング機関とはフォスタリング機能は、包括的な機能を行うところをフォスタリング機関として認定していくというふうになっているので、リクルートも研修も委託も支援も全部できるフォスタリング機関を育てないといけない、各自治体で確保しなければいけないということなので、最初は段階的に委託しやすい事業からかもしれないけれど最終的には全て委託しますよね。

○尾瀬課長

支援まで包括的に委託をするのですが、今本務職員や里親支援専門相談員が訪問させていただいて里親さんの色々なフォローをしています、それを民間に委託して、その支援を十分にできるのかという、当事者としては非常に見えにくい。いきなり民間の方に支援というのは難しいと思いますので、「丁寧に」本務職員と民間職員が一緒になり、はじめは並走型で訪問をしていかざるをえないのかと思っています。里親さんも不安でしょうし。専門性がない方がいきなり里親さんの声を聞けるかといえばそれは難しいと思う。

○伊藤委員

関係性もありますしね。

○西村委員

今の話だと、急にはやらない、順次並行して移行させると言っているの、個々の目標に向かう過程を説明して安心させるという話をしているのだと思いますが、もちろんそこも不安だと思うが、行き着く先のゴールがどんなことをしてくれるのだということも見えないということについては、何を示すのかということもいるのではないですか。

○音田所長

ノウハウの引継ぎについては、おとしし立ち上げた包括支援室は、今まで色々な団体に分野ごとに委託をしていたのをひとつにまとめた、これが最終的に目指すところなのだというのを、まずこちらできちんと固めようと直営で包括支援室を作ったので、今取り組んでいることをノウハウとして、きちんと固めて民間に引き継いでいくというような流れでやっていく話なのかと思います。

○西村委員

その、「ノウハウを固めて」という過程はわかるが固まったかというところが見えないので、そこを見せてほしい。まだもうちょっと整理したいというのであれば、そこに多少コストをかけてでも、わかりやすいものを作って安心してもらいましょうというのが欲しいですね。

○尾瀬課長

30年度から包括が立ち上がって2年を終えるところです。一旦委託していた事業を引き上げて、週末里親事業やレスパイト等、民間委託から直営に移したことで出てきた課題がたくさんあり、それらをこの2年をかけて制度を組み立てて整理してきて、啓発にしても研修にしても様々な事業が安定し始めたところではあります。この先3年を終え、4年目くらいには包括が民間に委託できるくらいの力は付けてきているのかなと思います。

○西村委員

過程はわかります。内部でそうなったら、見えるようなかたちにしてあげないと、みんなが不安なので、見えるようにする作業はここで書いておいた方が、予算や色々メリットがあるのではないかと思うので。

○中西委員

おそらく社会福祉法人が手をあげた時、最初A型をするわけですよね。そのためにどうしたらよいか、人はどうする？場所はどうする？今、各施設で里親支援は一人しかいない。この人を中心にどうしようと考えているだけの話であって、具体的に今話しているようなベテランスタッフが揃っているわけではないですから、それに任せて本当に里親さんが増えるのかと、具体的にイメージ出来ないところがあるので。令和3年に少しずつというのであれば、具体的に何人いるとか、これだけおる、という話が出てこないと進まない。ある日突然出てくるというわけではない。

○尾瀬課長

次年度の包括の民間フォスタリングのプロポーザルで出ていく形になると思いますが、そこが一番大きなヤマの業務になると思うので、固まり次第速やかに周知させていただきたいと思っています。

○西村委員

ここの「ノウハウ」の後に「ノウハウを整備し、それを丁寧に引き継いでいく」というような作業する言葉を入れてはどうか。

○西村委員

費用も時間も労力もかかるのではないかと思う。それをやらなければいけないという話があるにあって、それを受けて予算要求して引っ張ってくる。ただでさえ忙しいのだから、もうちょっと余裕をもってできるような構造にしておかなくてはいけないのではないかという趣旨です。

○部会長（前橋委員）

「委託し、図りながら」はここに入れるとおかしい。

○伊藤委員

「ノウハウを整備する作業」はその前のことだから。

○部会長（前橋委員）

「早急にノウハウを整備し、段階的に業務を委託する際、委託団体職員の育成を図りつつ、丁寧に引き継ぐ」そんな文言で整理してはどうでしょうか。やるべきことがこれよりは少しわかりやすくなるかな。

確かに基本的には民間に包括的にということだけれど、もちろん段階的にやることも可になっているわけだし、直営も可となっていたと思いますので、その辺についてはこども相談センターが主体になって進めていただけるだろうということはどうでしょうか。

他、いかがでしょうか？

ご意見いただいたことは、可能なところは反映していただくと言う事をお願いします。

19 : 15

○部会長（前橋委員）

その他となっておりますが、事務局の方から今後のスケジュールの説明があるようですので、説明をお願いします。

○事務局（小池）

～今後のスケジュールについて説明～

○部会長（前橋委員）

ただいま、事務局から今後の予定について説明がありました。

ほかに、委員の皆さんからご意見等はございますか？

○西村委員

進捗確認をやっていただくのはとても良いと思います。

そこをやる時までには整備していただけたらと思いますが、資料等の作り方が、最初の段階はここだが、今はここだと、ベクトルでわかるように整備してもらったうえで、市としての評価を出してもらえると、私達も話がしやすいので、内容の整理をよろしくお願いします。

19：30

○部会長（前橋委員）

色々な貴重なご意見をいただきました。反映できるものもあれば、残念ですが今回反映は難しいというものもあるかもしれませんが、それはまた引き続き進捗確認ということがありますので、その中でやって言っていけるのではないかと思います。

それでは、非常に長い期間に渡り、お忙しい中、何度もお集まりいただき貴重な意見をいただき、もちろん事務局を中心としながら計画が整ったのではないかと考えております。

本当に皆さまありがとうございました。

審議はこれで終了いたします。

○司会（小池）

前橋部会長、ご進行ありがとうございました。

本日は、委員のみなさまにはお忙しい中ご審議いただきましてありがとうございます。

次週の児童福祉審議会での報告を経て、市長決裁の上計画策定へと至れましたのも、これまでの皆さまから頂戴しました貴重なご意見があったからこそであり、感謝の念に堪えません。

2年という長きにわたった審議会へのご出席につきまして、本当にありがとうございました。